



資料3

# 北海道における 脱炭素やGXの動向について

令和7年1月23日

北海道



## <経緯等>

- 令和6年6月「北海道・札幌『GX金融・資産運用特区』」が金融・資産運用特区の対象地域に決定。併せて、北海道全域が国家戦略特区に指定。
- 国家戦略特区に係る規制緩和が適用されるためには、国家戦略特別区域計画に具体的に実施する事業等を掲載し、本計画が区域会議において了承された上で、内閣総理大臣の認定を受けることが必要。

## 【第一回区域会議】

### (1)開催目的

規制緩和など具体的に実施する事業等を定める「**区域計画**」の作成や、その実施に係る連絡調整・協議の場

### (2)開催日時 令和6年12月10日(火)

### (3)出席者

- ・国 ～ 内閣府
- ・関係地方公共団体 ～ 札幌市、北海道
- ・事業実施者 ～ 北洋銀行、北海道銀行



## 【区域計画に掲載された規制緩和などの項目】

- ① **GX関連事業に対する銀行の出資規制緩和**(金融庁・内閣府)  
銀行がGX関連事業に出資する場合、議決権の50%以下までは、届出で可能  
【R7年より実施】
- ② **行政手続きの英語対応**(法務省)  
法人設立時の定款認証・商業登記の申請手続きを、英語で行うことが可能  
【R6年度内を目途に実施】
- ③ 雇用条件の明確化のための**雇用労働相談センターの設置**(厚生労働省)  
外国企業やスタートアップ企業を対象とした相談窓口  
【R7年7月設置】

○ 上記を記載した区域計画について、12月10日に開催の区域会議で承認され、12月19日に内閣総理大臣の認定を受けた。

⇒ これにより、規制緩和の実施が可能となる。



# GXに関する地方税の税制優遇について



## (1)対象とするGX事業・金融事業について

### 《GX事業》

○国が「GX実現に向けた基本方針」で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、チーム札幌・北海道で取り組む「8つのGXプロジェクト」の分野と道省エネ・新エネ条例に定める新エネルギーの一部である再生可能エネルギーを対象。

### 《金融事業》

○GX関連事業へ資金等提供や、その円滑化・効率化等に寄与する技術やサービス（フィンテック）の提供を行う金融事業を「GX産業集積に資する金融事業」として対象とする。

### 「8つのGXプロジェクト」の分野

G  
X  
事  
業

①洋上風力関連産業	②合成燃料(SAF等)	③水素	④蓄電池
⑤次世代半導体	⑥データセンター	⑦海底直流送電	⑧電気及び水素運搬船

### 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に規定するエネルギー分野

新エネルギー	① 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
	2 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー
	3 エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギーの利用形態

### 資金等提供

金  
融  
事  
業

<b>GX関連事業への資金等提供</b> ：GX関連事業への投資その他の金融サービスを提供する事業	・投資取引仲介 ・投資助言・代理	・ファンド募集 ・投資運用 等
<b>フィンテック</b> ：証券投資、融資、決済、保険等にA I、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業		

## (2)対象事業者と税目について

- 対象事業者は、道外から道内（札幌市）に進出する事業者だけでなく、GX事業の拡大等に 取り組む道内事業者も対象とする。
- 対象税目は、**道税は法人道民税(均等割除く)、法人事業税、道固定資産税、不動産取得税、市税は、法人市民税(均等割除く)、事業所税、固定資産税、都市計画税**とする。

	事業者の具体的な範囲・条件	対象税目							
		道 税				札幌市税（札幌市内に限る）			
		法人道民税	法人事業税	道固定資産税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税	都市計画税
GX	<b>I 道外から道内に進出する事業者</b> <b>II 道内で創業する事業者</b> <b>III 道内のスタートアップ事業者</b> （設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定された事業者） <b>IV 道内で新分野・新事業として参入する事業者</b>	○	○	○ （設備投資を行う場合対象）	○ （設備投資を行う場合対象）	○	○	○ （設備投資を行う場合対象）	○ （設備投資を行う場合対象）
	<b>V 既に道内でGX事業に取り組む事業者が、道内で事務所や工場などを新設又は増設する場合</b> （設備投資のみを対象）	—	—	○	○	—	—	○	○
金融	<b>I 道外から札幌に進出する事業者</b> <b>II 札幌で創業する事業者</b> <b>III 札幌のスタートアップ事業者</b> （設立から5年以内で革新的なフィンテック事業を行うと認定された事業者） <b>IV 札幌で新事業として参入する事業者</b>	○	○	—	—	○	○	—	—

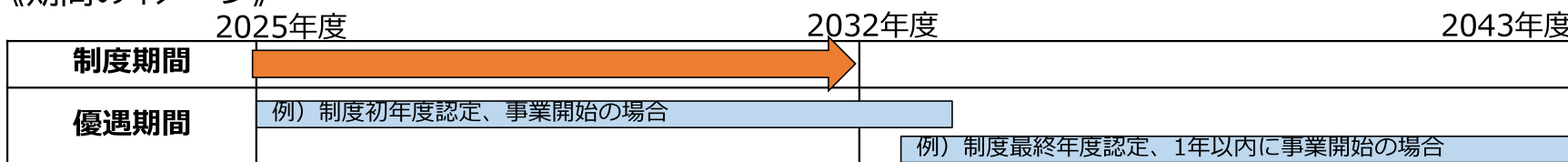


- 他県の制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、税制優遇と企業立地補助金をはじめとした支援施策により、本道の立地優位性を確保していくことが必要。
- 事業着手に多額のコストがかかる、また、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要するGX事業の特性を踏まえ、中長期的な支援がGX産業振興の観点からも有効。
- 以上を踏まえ、GX事業では、道税（法人道民税・法人事業税・道固定資産税）、市税（法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税）の**優遇期間・税率を10年間(1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除)**とする。道税の不動産取得税は、**取得時全額免除**とする。金融事業は、道税(法人道民税・法人事業税)、市税(法人市民税・事業所税)を**優遇期間・税率を10年間(最大全額免除)**とする。

税目	道税	法人道民税・法人事業税・道固定資産税 (均等割除く) (金融事業除く)	不動産取得税 (金融事業除く)
	市税	法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税 (均等割除く) (金融事業除く) (金融事業除く)	
優遇期間・税率	GX事業	10年間（1～5年目最大全額免除、6年目以降最大1/2免除）	取得時全額免除
	金融事業	10年間（最大全額免除）	

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の**制度実施期間を2032年度まで**とする。

《期間のイメージ》



# 地域未来促進法に基づく全道版基本計画(案)の概要について

## 計画のポイント

風力や太陽光、中小水力など全国随一の再エネポテンシャルを最大限活かしたGX関連産業の集積を図るため、GX産業の推進に係る「ものづくり」「デジタル」「エネルギー」関連分野における地域経済牽引事業を創出・支援していくことで、道内経済の活性化を図る。

## 促進区域(167市町村 / 93.3%)

北海道夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、陸別町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町(35市120町12村) ※下線は重点促進区域設定

## 経済的効果の目標

※国のガイドライン及び他県の事例を参考に算出

- ・1件あたり平均47百万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を40件創出。
- ・これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.39倍の波及効果を与え、促進区域で約2.613百万円(47百万円x1.39x8件x5年間)の付加価値額を創出することを目指す。

## 地域経済牽引事業の承認要件

### 【要件1: 地域の特性を活用すること(①~③のいずれか)】

<地域特性> 全国随一の再エネポテンシャル(風力1位、太陽光1位、中小水力1位、地熱2位)

<活用戦略> 地域特性を最大限活用した北海道全域におけるGX関連産業の集積

- ①北海道のGX産業の推進に係るものづくり関連分野
- ②北海道のGX産業の推進に係るデジタル関連分野
- ③北海道のGX産業の推進に係るエネルギー関連分野

### 【要件2: 高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分: 4,611万円超

※R3経済センサスの平均付加価値額に基づき算出

### 【要件3: いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ①売上: 8%以上増加
- ②雇用者数: 1人以上増加

## 制度・事業環境の整備

- ・地方税の課税免除や助成制度
- ・オープンデータの取組
- ・相談窓口の設置 等

## 計画期間

計画同意の日から令和11年度末日まで

## 地域経済牽引支援機関

地方独立行政法人北海道立総合研究機構、国立大学法人北海道大学、北海道経済連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、道内信用金庫

《促進区域図》

